

# 千葉県教職員組合夷隅支部細則

## 第 I 章 総 則

- 第 1 条 この支部は千葉県教職員組合規約（以下組合規約という）に基づく支部で、千葉県教職員組合夷隅支部（以下支部という）といい、事務所をいすみ市大原7400番地10号夷隅教育会館内におく。
- 第 2 条 支部の目的は組合規約第4条に則る。
- 第 3 条 支部の事業は組合規約第5条に則る。
- 第 4 条 組合規約第6条、第7条による提出書類は支部長を経て提出する。

## 第 II 章 組 織

- 第 5 条 支部は組合規約の規定する夷隅郡市の小学校、中学校、教職員の組織する単位教職員組合をもって組織する。
- 第 6 条 単位教職員組合は学校毎に分会をおく。
- 第 7 条 支部は教職員相互の連携をはかるため、次の地区をおく。  
第1地区 大多喜町、御宿町各単位教職員組合  
第2地区 いすみ市単位教職員組合  
第3地区 勝浦市単位教職員組合
- 第 8 条 地区に地区主任1名、地区副主任若干名をおく。  
地区主任は地区内各分会の連絡その他にあたる。  
地区副主任は地区主任を補佐し事故のときは代行する。
- 第 9 条 地区主任、地区副主任は地区毎に選出する。  
地区主任、地区副主任は任期一年とする。
- 第10条 支部に青年部、女性部をおく。  
前項の各部は支部細則の範囲内に於いてそれぞれの活動をする。
- 第11条 第10条の他、委員会が必要と認めたときは学校種別専門部をおくことができる。  
学校種別専門部は、その特殊事情につき協議し執行委員会に意見を具申する。

## 第 III 章 機 関

### 第1節 議 決 機 関

- 第12条 支部に次の議決機関をおく。  
大 会、委員会。

- 第13条 大会は支部最高の議決機関で毎年度初に支部長が招集する。  
但し、①②の条件を満たしたときは例外とする。  
①組合員の3分の1以上、又は委員会の要求があった場合には臨時に開くことができる。  
②災害等やむを得ない事情により、定期大会等の機関を開くことができない、または、全組合員参加で定期大会を開くことが場合には、第3節議決第24条1。「支部の解散にかかわること」を除き、人数を限定した開催や各分会の代表による書面の決議をもってこれにかえることができる。
- 第14条 大会は全組合員をもって構成する。
- 第15条 大会は次のことを決める。
1. 支部の解散及び解散に伴うこと
  2. 支部細則及びその変更
  3. 支部の事業
  4. 支部の予算、決算に関すること
  5. 他団体への加入又は脱退
  6. その他支部の目的達成に必要なこと
- 但し、第5項については中央委員会の承認を得なければならない。
- 第16条 委員会は大会に次ぐ議決機関で毎月1回支部長が招集する。  
但し、①②の条件を満たしたときは例外とする。  
①委員の3分の1以上、又は執行委員会の要求があったときは臨時に開くことができる。  
②災害等やむを得ない事情により、委員会等の機関を開くことができない場合には、各分会の代表による書面の決議をもってこれにかえることができる。
- 第17条 委員会は、単位教職員組合において、各分会ごとに選出された委員をもって構成する。  
委員の定数は1分会について1名とし、その任期は1年とする。
- 第18条 委員会は次のことを決める。
1. 追加予算及び暫定予算
  2. 臨時支部費の徴収
  3. 疑義を生じた細則の解釈
  4. 各部の細則及び規定
  5. その他支部の目的達成に必要なこと

## 第2節 執行機関

第19条 支部の業務を執行するため、執行委員会をおく。

第20条 執行委員会は、支部長、副支部長、書記長、書記次長、文化部長及び執行委員を以て構成し、必要に応じ支部長が招集する。

第21条 執行委員会は次のことを行う。

1. 議決機関から与えられたこと
2. 議決機関に提出する議案に関すること
3. 支部業務執行上必要と認めた地区及び分会の代表者会議開催に関すること
4. 緊急事項の処理に関すること

但し、次の議決機関に必ず承認を得なければならない。

## 第3節 議 決

第22条 各会議は構成員の2分の1以上の出席によって成立する。

第23条 各会議の議長はその都度構成員の中から選出する。

第24条 各会議の議決は出席者の多数決とする。可否同数のときは議長が決める。

但し、次の議決は直接無記名投票により決める。

1. 支部の解散に関すること
2. 支部細則の決定及び変更
3. その他これに準ずる重要なこと

但し、第15条の第1項については大会の4分の3以上の賛成を必要とする。

## 第IV章 役 員

第25条 支部に次の役員をおく。

支部長1名、副支部長若干名、書記長1名、書記次長若干名、文化部長1名  
執行委員若干名、会計監査委員3名

第26条 役員は全組合員の平等に参加し得る機会を有する直接無記名投票によって選挙する。  
選挙に関する規定は別に委員会が決める。

第27条 支部長は支部を代表する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長が事故のときは代行する。

書記長は書記局業務を統括する。

書記次長は書記長を補佐し、書記長が事故のときは代行する。

執行委員は支部業務を執行する。

会計監査委員は支部会計を監査し各機関へ報告する。

第28条 役員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

補欠で就任したものの任期は前任者の残りの期間とする。

## 第 V 章 書 記 局

- 第 29 条 支部業務を処理するため書記局をおく。  
支部長 1 名、副支部長若干名、書記長 1 名、書記次長若干名、文化部長 1 名  
執行委員若干名、会計監査委員 3 名
- 第 30 条 書記局は書記長、書記次長、文化部長、執行委員を以て構成し、必要により部を設け各部に部長をおき業務を分掌する。
- 第 31 条 支部長は委員会の承認を得て書記局に書記をおくことができる。  
書記は書記長の指示により事務に従事する。

## 第 VI 章 会 計

- 第 32 条 支部の経費は支部費、寄附金その他の収入を以て充て、その一部は基本金として積み立てる。  
支部費は 1 名月額本俸の 1000 分の 5.5 とする。  
但し、必要により臨時に徴収することができる。
- 第 33 条 会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 34 条 その他会計に関する規定は委員会に於いて別に決める。

## 第 VII 章 附 則

- 第 35 条 千葉県教職員組合の大会代議員、中央委員及び常任中央委員選出については、組合格約第 20 条、23 条、並びに第 26 条に基づく選挙規定による。
- 第 36 条 この細則に規定するもの以外はすべて組合格約によって規定される。
- 第 37 条 この細則は組合格約第 24 条により中央委員会の議決した日を以て効力を発する。

(1949 年 10 月 9 日	第 7 回臨時大会にて決定)
(1953 年 2 月 23 日	第 14 回定期大会にて一部改正)
(1954 年 4 月 20 日	第 17 回定期大会にて一部改正)
(1956 年 3 月 10 日	第 20 回定期大会にて一部改正)
(1976 年 5 月 29 日	第 50 回定期大会にて一部改正)
(2002 年 5 月 18 日	第 76 回定期大会にて一部改正)
(2020 年 5 月 9 日	第 94 回定期大会にて一部改正)
(2023 年 5 月 13 日)	第 97 回定期大会にて一部改正)

# 千葉県教職員組合青年部夷隅支部細則

## 第 I 章 総 則

- 第 1 条 この支部は千葉県教職員組合青年部細則第 17 条及び千葉県教職員組合夷隅支部細則第 10 条によるもので、千葉県教職員組合青年部夷隅支部（以下支部という）と言い、事務所をいすみ市大原 7400 番地 10 号夷隅教育会館内に置く。
- 第 2 条 この支部の目的は千教組青年部細則第 2 条に則る。
- 第 3 条 この支部の事業は千教組青年部細則第 3 条に則る。

## 第 II 章 組 織

- 第 4 条 この支部は千教組青年部細則第 4 条の規定する、夷隅郡市の小学校、中学校に勤務する部員をもって組織する。
- 第 5 条 この支部に次の地区をおく。  
第一地区 大多喜町、御宿町各単位教職員組合  
第二地区 いすみ市単位教職員組合  
第三地区 勝浦市単位教職員組合
- 第 6 条 地区に地区主任 1 名、副主任若干名をおく。  
地区主任は、支部業務執行上地区として行う場合の責任者となる他、連絡その他の責任者となる。  
地区副主任は地区主任を補佐し、地区主任事故のときは代行する。
- 第 7 条 地区主任は執行委員があたり、地区副主任は地区毎に選出する。  
地区主任、地区副主任は任期一年とする。

## 第 III 章 機 関

### 第 1 節 議 決 機 関

- 第 8 条 この支部に次の議決機関をおく。  
大 会、委員会。
- 第 9 条 大会は全部員をもって構成する。

第10条 大会はこの支部の最高の議決機関で全分会を以て構成し、毎年度始に青年部長（以下青年部長という）が招集する。

但し、①②の条件を満たしたときは例外とする。

①委員会が必要と認めたとき、又は部員の半数以上の要求があったときは臨時に開くことができる。

②災害等やむを得ない事情により、定期大会等の機関を開くことができない、または、全部員参加で定期大会を開くことが場合には、人数を限定した開催や各分会の代表による書面の決議をもってこれにかえることができる。

第11条 委員会は大会に次ぐ議決機関で支部の業務を審議する。

但し、災害等やむを得ない事情により、委員会等の機関を開くことができない場合には、各分会の代表による書面の決議をもってこれにかえることができる。

第12条 委員会は、単位教職員組合において、各分会ごとに選出された委員をもって構成する。

第13条 委員会は必要により青年部長が招集する。

但し、委員の3分の1以上及び執行委員会の要求があった場合は臨時に開くことができる。

## 第2節 執行機関

第14条 この支部の執行委員会をおき、支部業務を執行する。

但し、緊急の場合は委員会に代わり審議することができる。

この場合は次回委員会の承認を求める。

第15条 執行委員会は青年部長、副部長、執行委員を以て構成する。

第16条 執行委員会は必要に応じ青年部長が招集する。

第16条 執行委員会は必要により部を設け、各部に部長を置き業務を分掌する。

応じ青年部長が招集する。

## 第3節 議 決

第18条 各会議は構成員の2分の1以上の出席によって成立し、もし定数に満たないで流会した場合は、次回は定数に満たなくとも成立する。

第19条 各会議の議長はその都度構成員の中から選出する。

第20条 各会議の議決は出席者の多数決とする。可否同数のときは議長が決める。

## 第 IV 章 役 職 員

第 2 1 条 この支部に次の役員をおく。

青年部長 1 名、副部長 2 名、執行委員若干名

第 2 2 条 役員は全組合員の平等に参加し得る機会を有する直接無記名投票によって選挙する。  
選挙に関する規定は別に委員会で決める。

第 2 3 条 青年部長は支部を代表する。

副部長は青年部長を補佐し青年部長事故あるときは代行する。

第 2 4 条 青年部長は委員会の承認を得て書記をおくことができる。

書記は青年部長の指示により事務に従事する。

第 2 5 条 役員の任期は 1 年とする。但し、再選を妨げない。

補欠で就任したものの任期は前任者の残りの期間とする。

## 第 V 章 会 計

第 2 6 条 この支部の経費は、千教組夷隅支部より支出される。

第 2 7 条 この支部の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

## 第 VI 章 附 則

第 2 8 条 中央役員及び代議員の選出は第 2 2 条に基づいて別に定める選挙規定による。

第 2 9 条 この細則に規定する以外は千教組青年部細則及び千教組夷隅支部細則によって規定される。

第 3 0 条 この細則は大会によらなければ改廃できない。

第 3 1 条 この細則は千教組青年部細則第 1 8 条及び千教組夷隅支部細則第 1 8 条により、両委員会の承認の日をもって効力を発する。

( 2 0 2 0 年 5 月 9 日 第 9 4 回定期大会にて一部改正)

# 千葉県教職員組合女性部夷隅支部細則

## 第 I 章 総 則

- 第 1 条 この支部は千葉県教職員組合女性部夷隅支部といい、千教組夷隅支部細則第 10 条及び千教組女性部細則第 17 条に則る。
- 第 2 条 この支部は事務所をいすみ市大原 7 4 0 0 番地 1 0 号 夷隅教育会館内におく。
- 第 3 条 この支部は千教組女性部細則第 2 条規定の夷隅郡市内在職者を以て組織する。
- 第 4 条 この支部の目的は千教組女性部細則第 3 条に則る。
- 第 5 条 この支部の事業は千教組女性部細則第 4 条に則る。

## 第 II 章 機 関

### 第 1 節 議 決 機 関

- 第 6 条 この支部に左の議決機関をおく。  
大 会、委員会、執行委員会
- 第 7 条 大会はこの支部の最高の議決機関で全分会を以て構成し、毎年度始に部長が招集する。  
但し、①②の条件を満たしたときは例外とする。  
①委員会が必要と認めたとき、又は部員の半数以上の要求のあったときは臨時に開くことができる。  
②災害等やむを得ない事情により、定期大会等の機関を開くことができない、または、全部員参加で定期大会を開くことが場合には、人数を限定した開催や各分会の代表による書面の決議をもってこれにかえることができる。
- 第 8 条 委員会は大会に次ぐ議決機関で支部の業務を執行する。  
但し、災害等やむを得ない事情により、第 9 条の執行委員会も開くことができない場合には、各分会の代表による書面の決議をもってこれにかえることができる。
- 第 9 条 執行委員会は支部の業務を執行する。  
但し、緊急の場合は委員会に代わり審議することもある。この場合は次回委員会の承認を求める。
- 第 10 条 各会議は構成員半数以上の出席のとき成立し、もし定数に満たないで流会した場合は、次回は定数に満たなくとも成立する。  
議決は多数決とする。可否同数のときは議長が決める。  
各会議の議長はその都度構成員の中から選出する。



### 第 III 章 役 職 員

第 1 1 条 この支部に左の役員をおく。

部長 1 名、副部長 1 名、執行委員若干名

第 1 2 条 役員は全部員の平等に参加し得る機会を有する直接無記名投票によって選挙する。  
選挙に関する規定は別に委員会で決める。

第 1 3 条 委員は分会毎に 1 名を選出するほか、大会の承認を経て若干名を選出することができる。

第 1 4 条 部長は支部を代表し、支部業務を統括する。

副部長は部長を補佐し部長事故のあるときはこれに代わる。

第 1 5 条 役員任期は 1 年とする。但し、再選は妨げない。

途中で改選された場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

### 第 IV 章 会 計

第 1 6 条 この支部の経費は千教組夷隅支部より支出される。

第 1 7 条 この支部の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

### 第 V 章 附 則

第 1 8 条 中央役員及び代議員の選出は第 1 3 条に基づいて別に定める選挙規定による。

第 1 9 条 この細則に規定する以外は千教組女性部細則及び千教組夷隅支部細則によって規定される。

第 2 0 条 この細則は大会によらなければ改廃できない。

第 2 1 条 この細則は千教組女性部細則第条及び千教組夷隅支部細則第 1 8 条により、両委員会の承認の日をもって効力を発する。

( 2 0 2 0 年 5 月 9 日 第 9 4 回定期大会にて一部改正)

# 千葉県教職員組合夷隅支部選挙規定

## 第 I 章 総 則

(選挙規定)

第 1 条 この規定は、支部細則第 2 6 条に基づいて役員の選挙に関する基準を定めたものである。

(適用範囲)

第 2 条 この規定は支部長、副支部長、書記長、書記次長、文化部長、執行委員及び会計監査委員の選挙に適用する。

(選挙の期日)

第 3 条 役員の定例選挙は毎年度末に行い、任期中の役員に欠員ができた場合は、その都度委員会の定める基準に従い補欠選挙を行う。

## 第 II 章 選 挙 委 員 会

(設 置)

第 4 条 この規定に基づき選挙を公明適正に行うために選挙委員会を設ける。

(構成任期)

第 5 条 選挙委員会は委員の中から各地区毎に 1 名宛選ばれた 3 名の選挙委員によって構成する。  
但し、候補者はその構成員になれない。  
2. 選挙委員の任期は 1 年とする。

(選挙委員長)

第 6 条 選挙委員会に 1 名の委員長をおく。  
2. 選挙委員長は選挙委員の互選とする。

(会 議)

第 7 条 選挙委員会は選挙委員長が招集し、その会議は支部細則第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 4 条を準用する。

(業 務)

第 8 条 選挙委員会は次のことを行う。

1. 選挙の公示
2. 候補者の受付と発表
3. 候補者の資格審査
4. 投票及び開票の管理
5. 投票及び開票立会人並びに書記の指名
6. 当選の確認と発表
7. この規定の実施に必要な細則の決定
8. その他選挙執行に必要な事項

(公 示)

第 9 条 選挙の公示は少なくとも選挙期日 20 日前までに行う。

(事務の委嘱)

第 10 条 選挙委員会は必要に応じてその事務の一部を執行委員会及び分会代表者に委嘱することができる。

### 第 III 章 候 補 者

(資 格)

第 11 条 この支部に所属する組合員はすべて役員選挙に立候補する権利を有する。

(立候補者及び推薦立候補者)

第 12 条 選挙に立候補しようとする組合員は、選挙期日 7 日前までに文書でその旨を選挙委員会に届出なければならない。

2. 組合員が他の組合員を候補者しようとするときは、本人の承諾をえて前項の期間内に文書でその推薦の届出をすることができる。

(立候補の辞退)

第 13 条 候補者が立候補を辞退しようとするときは、選挙委員会が定める期日までに、文書をもって選挙委員会に届出なければならない。

## 第 IV 章 選 挙

### (有 権 者)

第 14 条 この支部に所属する組合員はすべて役員を選挙する権利を有する。  
有権者数は、選挙期日までの組合費納入者数とする。

### (直接無記名投票)

第 15 条 選挙は定員 1 名のものは単記、2 名以上のものは連記とし、いずれも直接無記名投票とする。  
2. 連記投票による場合の記載人数は選挙委員会で決め、委員会の承認を得て公示する。

### (不在者投票)

第 16 条 選挙の当日、公務・疾病・その他止むを得ない事由で自ら投票できないものは、選挙委員会で定める手続きにしたがって不在者投票をすることができる。

### (当 選 者)

第 17 条 当選者は有効投票の多数を得たものから順次きめる。  
但し、得票同数の場合は決選投票を行う。

### (最低投票数)

第 18 条 有効投票総数を定員で割った数の 4 分の 1 に満たない得票数では当選できない。  
2. 前項の規定により定員数に不足ができた場合は、得票順にその不足の人数に 1 名を加えた数の候補者について決選投票を行う。

### (信任投票)

第 19 条 立候補者が役員定数を超えない場合は信任投票を行い、過半数の信任を得たものを当選者とする。

## 第 V 章 附 則

(役員任期の起算)

第 20 条 定例選挙で当選した者の任期は、その年の 4 月 1 日から起算する。

2. 補欠選挙で当選した者の任期は、選挙期日から起算する。

(上級機関の代議員等の選挙)

第 21 条 組合の大会代議員、中央委員、常任中央委員は組合規約に基づいて選挙する。

2. 前項の選挙執行に必要な細則は選挙委員会で別に定め、委員会の承認を得なければならない。

(規定の改廃)

第 22 条 この規定の改廃は委員会で定める。

(施行期日)

第 23 条 この規定は 1952 年 1 月 19 日から施行する。

# 千葉県教職員組合青年部夷隅支部選挙規定

## 第 I 章 総 則

- 第 1 条 この規定は、千葉県教職員組合青年部夷隅支部細則第 2 1 条、第 2 2 条に基づき、役員選挙に関する基準を定めたものである。
- 第 2 条 この規定は青年部長、副部長、執行委員及び千葉県教職員組合青年部常任委員並びに大会代議員の選挙に適用する。
- 第 3 条 役員 の定例選挙は年度末大会に於いて行う。
2. 但し、任期中の役員に欠員ができた場合及び当選者が失格した場合には次の基準により補欠選挙を行う。
- 二 役 全組合員  
その他 委員会

## 第 II 章 選挙委員会

- 第 4 条 この規定に基づき公明適正なる選挙を行うために選挙委員会を設ける。
- 第 5 条 選挙委員会は各地区より 1 名宛選ばれた三名の選挙委員によって構成する。  
委員選出は年度初めの委員会に於いて行い、任期は 1 年とする。  
但し、役員候補者は委員会の構成委員にはなれない。
- 第 6 条 選挙委員会に 1 名の選挙委員長をおく。委員長は委員の互選による。
2. 選挙委員会は選挙委員長が招集し、その会議は支部細則を準用する。
- 第 7 条 選挙委員会は次のことを行う。
1. 選挙の公示
  2. 候補者の受付と発表
  3. 候補者の資格審査
  4. 投票及び開票の管理
  5. 投票及び開票立会人並びに書記の指名
  6. 当選の確認と発表
  7. その他選挙執行に必要な事項
- 第 8 条 定時選挙の公示は 2 0 日前に行い、補欠選挙の場合は 1 0 日前に行う。
- 第 9 条 選挙委員会は必要に応じ、その事務の一部を執行委員に委嘱することができる。

### 第 III 章 候 補 者

- 第 10 条 この支部に所属する青年部員は、すべて役員選挙に立候補する権利を有する。
- 第 11 条 選挙に立候補する者は、立候補届けに所定事項を記入し、選挙期日 10 日前までに選挙委員会に届け出る。
- 第 12 条 候補者を推薦する時は、本人の承認書及び推薦者代表名を立候補届けに添え、10 日前までに選挙委員会に届け出る。
- 但し、選挙委員会が必要と認めた時はこの期日を変更することができる。
- 第 13 条 役員立候補を辞退する時は選挙 5 日前迄に理由書を添え選挙委員会へ届け出る。
- 第 14 条 補欠選挙の場合も前三条は適用される。

### 第 IV 章 選 挙

- 第 15 条 有権者はこの支部に所属する青年部員にして選挙期日までの組合費納入者数とする。
- 第 16 条 選挙は定員 1 名のものは単記、2 名以上のものは連記とし、いずれも直接無記名投票による。
- 第 17 条 連記の記載人数は選挙委員会で決め、委員会の承認を受け公示する。
- 第 18 条 選挙の当日、公務・疾病・その他止むを得ない事由で投票できないものは、選挙委員会で定める手続きにしたがって不在者投票をすることができる。
- 第 19 条 当選者は有効投票の多数を得たものから順次決める。
- 執行委員当選者は各地区毎に前項に準じて各 1 名、その他は有効投票の多数を得たものから順次決める。
- 但し、得票同数の場合は決選投票を行う。
- 第 20 条 当選者は有効投票を定員で割った数の 4 分の 1 に満たない得票数であってはならない。
- 第 21 条 前条の規定により、定員数に不足を生じた場合は、得票順にその不足の人数に 1 名を加えた数の候補者について決選投票を行う。
- 第 22 条 立候補者が定数を超えない場合は信任投票を行い、過半数の信任を得たものを当選者とする。

### 第 V 章 附 則

- 第 23 条 この規定は委員会の決議によらなければ変更することはできない。
- 第 24 条 この規定は 1952 年 1 月 21 日から施行する。

# 千葉県教職員組合女性部夷隅支部選挙規定

## 第 I 章 総 則

- 第 1 条 この規定は、千葉県教職員組合女性部夷隅支部細則第 1 2 条に基づいて、選挙に関する基準を定めたものである。
- 第 2 条 この規定は部長、副部長、執行委員及び千葉県教職員組合女性部常任中央委員、中央委員並びに大会代議員の選挙に適用する。
- 第 3 条 役員の定例選挙は毎年度末に行い、任期中の役員に欠員ができた場合は、その都度委員会で定める基準に従い補欠選挙を行う。

## 第 II 章 選 挙 委 員 会

- 第 4 条 この規程に基づき選挙を公明適正に行うために選挙委員会を設ける。
- 第 5 条 選挙委員会は各地区より 1 名宛選ばれた 3 名の選挙委員によって構成する。但し、候補者はその構成委員にはなれない。選挙委員の任期は 1 年とする。
- 第 6 条 選挙委員会に 1 名の委員長をおく。委員長は委員の互選とし、委員会は委員長が招集する。
- 第 7 条 選挙委員会は次の事を行う。
1. 選挙の公示
  2. 候補者の受付と発表
  3. 候補者の資格審査
  4. 投票及び開票の管理
  5. 投票及び開票立会人並びに書記の指名
  6. 当選の確認と発表
  7. その他選挙執行に必要な事項
- 第 8 条 選挙の公示は選挙期日 2 0 日前に行う。
- 第 9 条 選挙委員会は必要に応じてその事務の一部を執行委員に委嘱することができる。

## 第 III 章 候 補 者

- 第 1 0 条 この支部に所属する女性部員は、すべて役員選挙に立候補する権利を有する。
- 第 1 1 条 選挙に立候補しようとする組合員は選挙委員会で定められた期日までに、文書でその旨を選挙委員会に届けなければならない。



第12条 組合員が他の組合員を候補者としようとするときは、本人の承認を得て前項の期間内に文書でその推薦の届出をすることができる。

但し、選挙委員会が必要と認めた時はこの期日を変更することができる。

第13条 候補者が立候補を辞退しようとするときは、選挙委員会が定める期日までに、文書をもって選挙委員会に届出なければならない。

#### 第 IV 章 選 挙

第14条 有権者はこの支部に所属する女性部員にして、有権者数は選挙期日までに組合費納入者数とする。

第15条 選挙は定員1名のものは単記、2名以上のものは連記とし、いずれも直接無記名投票とする。

第16条 連記投票による場合の記載人数は選挙委員会で決める。

第17条 選挙の当日、公務・疾病・その他止むを得ない事由で投票できないものは、選挙委員会で定める手続きにしたがって不在者投票をすることができる。

第18条 当選者は有効投票の多数を得たものから順次決める。

但し、得票同数の場合は決選投票を行う。

第19条 有効投票総数を定員で割った数の4分の1に満たない得票数では当選できない。

第20条 前条の規定により、定員数に不足を生じた場合は、その不足の員数に1名を加えた数の候補者について決戦投票を行う。

第21条 立候補者が定数を超えない場合は信任投票を行い、過半数の信任を得たものを当選者とする。

#### 第 V 章 附 則

第22条 この規程は委員会の決議によらなければ変更することができない。

第23条 この規程は1952年1月21日より施行する。

## 千葉県教職員組合夷隅支部会計規定

- 第 1 条 この規定は、千葉県教職員組合夷隅支部細則第 3 4 条に基づいて定めたものである。
- 第 2 条 この組合の収入及び支出はすべて予算に編成する。  
予算は予算説明書を附し、支部決議機関に提案する。
- 第 3 条 収入はすべて執行委員会がこれを管掌し、収入簿を備えこれを記入する。
- 第 4 条 組合費は毎月 2 5 日迄に当月分を一括して書記局に納付する。  
但し、必要に依り委員会の承認を経て一括して徴収することもできる。
- 第 5 条 支出はすべて執行委員会がこれを管掌し、予算支出簿及び日記帳を備えてこれを記入する。
- 第 6 条 各事務責任者が支払いを行った場合は、受領証等の証ひょう書を書記局に提出する。
- 第 7 条 予算の款間の流用は委員会の承認を得て行う。
- 第 8 条 支部財産及び千葉県教職員組合夷隅支部細則第 3 2 条による基本金は、執行委員会でこれを管理する。
- 第 9 条 支部細則第 3 2 条に依る基本金は、年度当初一般会計予算の 0. 0 2 % を積み立てるものとする。
- 第 1 0 条 予算内の支出をするために十万円以上の借入金をするときは、委員会の承認を求めなければならない。
- 第 1 1 条 執行委員会の旅費及び業務出張の旅費は、公立学校職員旅費規定に準じて支給する。
- 第 1 2 条 支部長、福支部長、書記長、書記次長には交通費実費を支給する。  
書記局の事務職員には公立学校職員の給与基準により俸給及び手当を支給する。  
(但し手当は 円とする)
- 第 1 3 条 前条の役員には退任の際、慰労金を贈る。  
任期満了の場合は 円とし、その他の場合は委員会で別に定める。

第14条 組合の発展に協力し、在職15年以上で退任した組合員には記念品を贈る。  
(昭30. 5. 26)

第15条 組合の死亡及び災害の場合は委員会の決定によって弔慰金及び見舞金を贈る。  
(一人 円 第 回支部委員会決定)

第16条 前第4条の経費中、第15条はその都度徴収し、他は一般会計から支出する。

第17条 執行委員会は会計の整理について、毎年2回以上監査委員の監査を得て委員会に報告しなければならない。  
支部長は必要により、その都度監査立会人若干名の指名を委員会に求めることができる。

第18条 執行委員会は毎年度末にその年度に属する会計決算を行い、監査委員の監査を経て監査報告書とともに次年度定期大会に提出し、その承認を求めなければならない

第19条 特別会計の整理については本会計規定を準用する。

## 附 則

第20条 本規定に明示していない事項については委員会で決定する。

第21条 本規定の変更は委員会の承認を必要とする

第22条 本規定は1949年12月7日から施行する。  
(1955年5月26日 第96回委員会にて一部修正)

## 千葉県教職員組合 夷隅支部 慶弔・見舞 規程

第 1 条 本規定は、夷隅支部組合員に関する内規とする。

第 2 条 本規定は、組合員の中に慶弔・見舞を生じた場合に全組合員の志として行われるものとする。

第 3 条 組合員が次の各号に該当した場合この規程を受ける。

1. 結婚の場合
2. 出産（誕生）の場合
3. 入院の場合（一ヶ月以上）
4. 退職の場合（勤続15年以上）
5. 災害の場合（風害・水害・火災・震災等）
6. 死亡の場合
7. 親族（1親等）の死亡の場合

第 4 条 前条の各号に該当した場合は下記の通りとする。

- 1 の場合 祝電を打ち、記念品（アルバム）を贈呈する。
- 2 の場合 記念品（アルバム）を贈呈する。
- 3 の場合 見舞金として5,000円を贈る。
- 4 の場合 定期大会に於いて記念品を贈呈する。
- 5・6 の場合 その都度、執行委員会を開いて金額を決定し、委員会の承認を得る。
- 7 の場合 訃報の連絡（FAX）を分会へ行う。  
【同居】弔慰金として5,000円を届ける。  
【別居】弔電を打つ。

第 5 条 この規程による支払いの経費は福利厚生費からこれを支出する。  
但し、第3条の5・6に要する経費はその都度組合員より臨時徴収する。

第 6 条 第3条の各号の一つに該当する者がある時は、当該学校分会より申請書を支部長に提出する。（書式は別に定める）

第 7 条 第3条の一つに該当する金額を支給したとき、委員会に報告し承認を得る。

第 8 条 この規程の改正は執行委員会が行い、委員会の承認を得る。

## 附 則

1. この規程は1980年4月1日より施行する。
2. 該当者は一切の返礼をしない。
3. この規程は1984年4月17日より一部改正する。
4. この規程は1992年4月24日より一部改正する。
5. この規程は1994年4月26日より一部改正する。
6. この規程は1996年3月 8日より一部改正する。
7. この規程は2001年4月25日より一部改正する。

